Japan tax alert

EY税理士法人

米国、税制改革案を 発表

EY税理士法人アラート・ライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、 下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

2017年9月27日、トランプ政権と与党・共和党は、法定法人税率を20%に引き下げ、海外利益に対する課税をテリトリアル方式へ移行させる「崩壊した税法を修正するための統一フレームワーク(Unified Framework for Fixing Our Broken Tax Code)」を発表しました。また、パススルー事業体の事業所得の最高税率を25%とし、個人所得が事業所得として区分されることを確実に防ぐため、委員会が濫用防止措置を講じる考えを示しました。

主たる内容は、下のとおりです。

法人税及び事業活動に対する課税

- ▶ 中小規模の自営業、パススルー主体の事業所得は原則25%課税
- ▶ 法人税率20%
- ► AMT撤廃検討
- ▶ 内国法人間の配当益金課税のさらなる軽減検討
- ► 2017年9月27日以降に事業用途に供される動産事業資産の100%初年度 償却
- ▶ C corporationによる支払利息損金算入制限
- ► C corporation以外の事業体による支払利息損金算入の在り方再検討
- ▶ 製造者控除(Section 199控除)の撤廃
- ▶ R&D及び低所得者住宅税額控除温存
- ▶ 他の特殊恩典再検討



▶ 産業別に適用される各種恩典再検討

国際課税

- ▶ 海外子会社からの配当非課税(テリトリアル課税制度)
- ► テリトリアル課税制度移行時に経過措置として海外子会社 の累積配当原資に低税率にて一括課税(原資が再投資され ているか否かで異なる税率適用)
- ► テリトリアル課税制度移行後に海外子会社への不当な所得 移転を防ぐためBase Erosion対策の強化

個人所得税

- 現状の7税率区分を12%、25%、35%の3区分に簡素化 (ただし、高所得者にはもう一段高い税率を規定する可能 性あり)
- ► 標準控除額の倍増
- ▶ 住宅ローン金利、慈善団体への寄付金を除く個別控除撤廃

- 人的控除撤廃。代わりに子女税額控除拡充
- ▶ 子女以外の扶養家族にも限定的な税額控除新設
- ▶ 代替ミニマム税(AMT)撤廃
- ▶ 退職金制度、高等教育、職業訓練等の既存恩典規定は簡素 化の上温存
- ▶ 現存の各種控除の撤廃

遺産税

▶ 遺産税及びGeneration Skipping税の撤廃

今後の国会における法案審議の過程において、一部項目の 修正·削除·追加などが行われる可能性があることにご留意くだ さい。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan 最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jpをご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170929

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp